

## 主 文

本件再審査請求を棄却する。

## 事実及び理由

### 第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

### 第2 事案の概要

- 1 請求人は、昭和〇年〇月から昭和〇年〇月まで、A所在のB会社C作業所において、坑内作業に従事していた。
- 2 請求人は、平成〇年〇月〇日、D病院における健康診断で弓部大動脈瘤疑いと所見され、同月〇日の病理診断の結果、肺原発の左肺門部肺がんと診断された。
- 3 本件は、請求人が、肺がんは業務上の事由であるとして、じん肺管理区分決定の申請を経ずに、監督署長に療養補償給付を請求したところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

### 第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人  
(略)
- 2 原処分庁  
(略)

### 第4 争 点

請求人に発症した疾病が、業務上の事由によるものであると認められるか。

### 第5 審査資料

(略)

## 第6 理 由

### 1 当審査会の事実認定

(略)

### 2 当審査会の判断

(1) 請求人は、肺のX線で第1型以上に該当するはずであり、原発性の本件肺がんを発病したことから、じん肺の合併症として業務上と認めるべきであると主張し、また、石綿肺にも該当するものと思われることから、同様に石綿肺の合併症として業務上と認めるべきである旨主張するので、以下検討する。

(2) 請求人に発症した本件肺がんについて、E医師は平成〇年〇月〇日付け診断(意見)書において本件肺がんの原発性を認めており、F医師、G医師も同様に原発性の肺がんであることを認めていることから、当審査会としても、本件肺がんは原発性のものであると判断する。

(3) じん肺について医学的見解をみると、E医師及びH医師は粒状影1/0とし、F医師は、粒状影は1/0と矛盾しない旨述べている。一方、専門であるじん肺診査医のI医師及びJ医師は、平成〇年〇月〇日実施の面談聴取記録書・復命書において、肺のX線画像を読影した上で、粒状影0/1で1型なしと述べ、同様にじん肺診査医であるK医師は、平成〇年〇月〇日付け鑑定意見書において、X線、CTの所見を総合的に勘案して、明らかな粒状影は認められず、0/1が妥当である旨述べている。

以上のことから、当審査会としては、じん肺診査医の意見が妥当であると思料し、粒状影0/1で第1型はなく、請求人のじん肺管理区分は管理1相当であると判断する。

よって、本件肺がんは労働基準法施行規則別表第1の2第5号に掲げる疾病とは認められない。

(4) 石綿肺に係る医学的見解をみると、H医師は石綿肺を示唆している所見があるとするものの、E医師、F医師、I医師及びJ医師は不整形陰影を認めておらず、また、K医師は明らかな不整形陰影、胸膜プラークがないことから石綿肺には合致しないと述べ、さらに、G医師は、X線所見で不整形陰影を、CT所見で胸膜プラークをそれぞれ認めず、石綿肺の所見はないと述べている。

(5) 請求人の過去の石綿ばく露歴は不明であり、明確に石綿にばく露したとは認

められない。

(6) 以上のとおり、請求人がじん肺又は石綿肺の所見があったものとは認められず、したがって、本件肺がんの発症は業務上の事由によるものとは認められない。

### 3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。